平成二十年二月十九日受領
答弁第五三号

内閣衆質一六九第五三号

平成二十年二月十九日

内閣総理大臣　福　田　康　夫

衆議院議長　河　野　洋　平　殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年のイルクーツク声明並びに歯舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年のイルクーツク声明並びに歯舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する再質問に対する答弁書

一について

我が国は、ロシア連邦との間で平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）を行っているところであり、お尋ねの点を含め、交渉の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

二について

御指摘の外務大臣が在任中に御指摘のような趣旨の発言を行ったことがあると承知している。先の答弁書（平成二十年二月五日内閣衆質一六九第二九号）三についてでお答えしたとおり、政府としては、御指摘の内閣総理大臣の在任中において、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、ロシア連邦政府との間で交渉を行っていた。

三及び四について

ロシア連邦外務省公式ホームページに掲載された御指摘の記者会見の記録によれば、御指摘のロシア連邦外務大臣は、御指摘の「「日本政府からの公式な提案ではない」とし、非公式ながらも森元首相から「並行協議」の提案がなされた旨の発言」を行っていないと承知している。

五について

先の答弁書（平成二十年二月五日内閣衆質一六九第二九号）五についてでお答えしたとおりである。